



平成 24 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 ニチコン株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 荒木 幸彦
(コード:6996 東証・大証第一部)
問 合 せ 先 取締役 執行役員常務 IR室長 近野 齊
(TEL. 0 7 5 - 2 3 1 - 8 4 6 1)

当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の非継続に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 31 日開催の当社取締役会の決議において「当社株式の大量買付けに関する適性ルール（買収防衛策）」（以下「本ルール」といいます）を導入しました。

本ルールの有効期限は平成 24 年 5 月 31 日までとなっており、本ルールが有効期限の満了を迎えることから、当社は、本日開催の取締役会において本ルールを継続しないことを決議しましたので下記のとおりお知らせします。また、本ルールに基づく新株予約権証券の発行登録書について、本ルールの有効期限の満了により取下げること決議しましたので、併せてお知らせします。

記

当社は、当社に対し買収提案が行われた場合は、これを受け入れるか否かの最終的な判断は、その時点における当社株主の皆様委ねられるべきであり、またその場合に株主の皆様が、十分な情報と相当な検討期間に基づき、公正で透明性の高い株主意意の確認手続きを通じた判断（インフォームド・ジャッジメント）を行えるようにすることが、企業価値および株主共同の利益の確保と向上のため必要であると考えております。

この基本方針のもと、当社は、平成 18 年 5 月 31 日開催の当社取締役会決議において、買収提案者が具体的買付行為を行う前に経るべき手続きを明確かつ具体的に示した本ルールを導入しました。

しかしながら本ルールの導入後、金融商品取引法の改正により、株主の大規模買付行為に関する手続きが整備され、株主の皆様が大規模買付行為を適切に判断するための情報提供と検討期間を確保するという、本ルールの目的が一定程度担保されるようになりました。このような諸事情を勘案し、本日開催の当社取締役会において慎重に検討した結果、本ルールを平成 24 年 5 月 31 日の有効期限満了により終了とし、継続しないことを決議しました。

当社は、本ルールの非継続後も当社株式の大規模買付行為が行われた場合には、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために、積極的な情報収集と適時開示に努めるとともに、その時点において適切な措置を講じてまいります。

<取下げる発行登録書の概要>

- | | |
|--------------|---|
| 1. 発行登録番号 | 22-関東 146 |
| 2. 発行登録日 | 平成 22 年 8 月 5 日 |
| 3. 募集有価証券の種類 | 新株予約権証券 |
| 4. 発行予定期間 | 効力発生日から 2 年を経過する日まで（平成 22 年 8 月 18 日から平成 24 年 8 月 17 日まで） |
| 5. 募集方法 | 新株予約権無償割当て |
| 6. 発行予定額 | 137,000,000 円 |

（上記は、新株予約権証券の発行価額の総額（無償）に、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額）

以 上